

協議第9号（継続協議）

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成14年12月27日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会  
会長 伊藤宏太郎

記

慣行の取扱いについて
1 市章については、合併後新たに定める。
2 市民憲章については、合併後新たに定める。
3 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。
4 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。
5 都市宣言等については、合併後調整する。

附属資料P. 4～6参照

協議第9号（継続協議）

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成14年12月27日提出




西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会  
会長 伊藤宏太郎

記

慣行の取扱いについて
1 市章については、合併後新たに定める。
2 市民憲章については、合併後新たに定める。
3 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。
4 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。
5 都市宣言等については、合併後調整する。

附属資料P. 4～6参照

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	慣行の取扱い				細項目			
事務事業名					専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
調整方針	1 市章については、合併後新たに定める。 2 市民憲章については、合併後新たに定める。 3 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める 4 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については地域の愛唱歌として伝承していく。 5 都市宣言等については、合併後調整する。							
現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	具体的な調整内容			
市・町章	西条市章  西条の「西」の文字を組み合わせて図案化したもので、市の発展と和を輪型で象徴している。 (昭和26年9月30日議決)	東予市章  「東予」をかたかなの「トーヨ」で円形に図案化したものである。 2つの円形で市の融和と団結を表わし、併せて限りなき発展を端的に象徴したものである。 (昭和47年9月22日制定)	丹原町章  丹原の「た」を、特産の「あたご柿」と重ねて図案化したもので、円は「町民の和」を、鋭角は「町の飛躍発展」を象徴している。 (昭和49年4月1日制定)	小松町章  全体の形を小松町の小の一字としている。小松、石根、石鎚の三町村の合併を三角と弧によって、がっちりとして三者が支え合って安定感を表している。中央の三角は、小松町有の山林を表すとともに、国定公園四国最高峰の石鎚山を象徴させている。全体的に円形は円満な合併町民性を三角の頂点は町の発展を表す。 (昭和33年6月14日制定)	市章については、合併後新たに定める。			
市・町民憲章	西条市民憲章 わたくしたちは、水の都西条の市民です。 わたくしたちの西条市は、霊峰石鎚の美しい自然と清流加茂の水に恵まれ、長い歴史と輝かしい伝統をもっています。 わたくしたちは、この郷土に誇りを持ち、働くことに生きがい、住むことに喜びを感じる理想のまち西条を築くため、この憲章を定めます。 1. わたくしたちは、自然を愛し、緑と清らかな水を守って、美しいまちにします。 2. わたくしたちは、教育に力をそそぎ、文化のまちにします。 3. わたくしたちは、スポーツに親しみ、健康で明るいまちにします。 4. わたくしたちは、産業を育て生産に励んで、豊かなまちにします。 5. わたくしたちは、隣人を愛し、助け合って暖かいまちにします。 【制定時期等】 昭和46年11月3日 市制30周年を記念し、市民から公募したものの中から市民憲章制定委員会に諮って選定。 昭和46年11月3日制定	東予市民憲章 わたくしたちの東予市は霊峰石鎚を仰ぎ瀬戸の海を見わたす道前平野にたくましくのびゆくまちです。 わたくしたちは「空青く水清らかな田園工業都市」をめざしてここに市民憲章を定めます。 みんなでそだてよう 花と緑の美しいまちを みんなでつくろう 心のかよう福祉のまちを みんなでめざそう 若さみなぎる健康のまちを みんなでできそう かおり豊かな文化のまちを みんなでのばそう 活気あふれる産業のまちを 【制定時期等】 昭和52年3月30日 市民から公募したものの中から市民憲章制定委員会が選定 昭和52年5月28日制定	丹原町民憲章 わたくしたちは、恵まれた自然とかがやかしい伝統にはぐくまれた丹原町に誇りを持ち、より活力と希望にみちた郷土をつくる心のよりどころとしてこの町民憲章を定めます。 1 豊かな自然をたいせつに住みよい町をつくりましょう 1 かおり高い文化を育て教育の町をつくりましょう 1 あたたかい心のふれあう福祉の町をつくりましょう 1 たくましく活気に満ちた産業の町をつくりましょう 1 スポーツに親しみ健康で明るい町をつくりましょう 【制定時期等】 昭和61年10月12日制定	(該当なし)	市民憲章については、合併後新たに定める。			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	慣行の取扱い				細項目			
事務事業名					専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
調整方針								
現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	具体的な調整内容			
市・町の木、花等	市 樹 　くろまつ（昭和44年1月1日制定）	市の樹 　くすのき（昭和52年5月28日制定）	町の木 　かき（昭和61年10月12日制定）	町の木 　まつ（昭和60年3月12日制定）	市の木、花については、合併後新たに定める。			
	市 花 　さくら（昭和44年1月1日制定）	市の花 　つつじ（昭和52年5月28日制定）	町の花 　さくら（昭和61年10月12日制定）	町の花 　つばき（昭和60年3月12日制定）				
市・町の鳥	市の鳥 　カワセミ（平成2年12月20日制定）				市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。			
	市の色 　ブルー（平成2年12月20日制定）							
市・町の歌	西条まつりばやし（昭和54年度制作）	東予市音頭（昭和52年度制作）	丹原町歌（昭和51年6月30日制定） 丹原音頭（昭和53年度制作）	小松音頭（昭和63年3月13日制定）	市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。			
都市宣言等	世界連邦平和都市宣言(昭和32年12月23日宣言) 暴力追放に関する決議(昭和33年9月30日決議) 交通安全都市宣言（昭和36年12月23日宣言） 衛生文化都市宣言（昭和37年12月20日宣言） 防犯都市宣言（昭和39年3月12日宣言） 公害追放都市宣言（昭和47年1月25日宣言） 核兵器廃絶・平和都市宣言 （昭和61年3月24日宣言） 「ゆとり宣言」に関する決議 （平成3年3月22日決議） 人権尊重都市宣言決議について （平成5年9月27日宣言）	非核平和都市宣言（昭和59年6月28日決議） ゆとり創造宣言（平成2年12月25日決議） 人権尊重都市宣言（平成5年6月26日決議） シートベルト完全着用宣言 （平成7年6月23日決議） ボランティア推進都市宣言 （平成12年9月26日決議）	人権尊重の町宣言（平成5年9月24日決議） シートベルト完全着用宣言 （平成7年6月28日決議） 非核平和の町宣言（平成7年9月26日決議）	交通安全町宣言（昭和37年3月28日決議） 文教町宣言（昭和39年9月29日決議） 非核小松町宣言（昭和59年12月21日決議） 暴力追放宣言（昭和62年6月29日決議） 健康都市宣言（昭和63年9月20日決議） ゆとり創造宣言（平成2年9月27日決議） 人権尊重の町宣言（平成5年12月16日決議）	都市宣言等については、合併後調整する。			

## 先例地の事例

### 〔篠山市〕

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

### 〔西東京市〕

- (1) 市章は、新市において、調整する。
- (2) 市の木、花、鳥は、新市において調整する。
- (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。

### 〔新潟市〕

- (1) 市民憲章は、新潟市の制度に統一する。  
ただし、黒埼町民憲章は、黒埼地区の憲章として継承していく。
- (2) 市民歌は、新潟市の制度に統一する。  
ただし、黒埼町の町民歌については、黒埼地区の愛唱歌として伝承していく。
- (3) 「市の木」「市の花」は、新潟市の制度に統一する。  
ただし、黒埼町の木については、黒埼地区の推奨の木として伝承していく。

### 〔徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会〕

- (1) 市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。
- (2) 市の花、木は、新市において調整する。
- (3) 都市宣言は、新市において調整する。

### 〔宇摩合併協議会〕

- (1) 市章については、新市名の決定後、新市発足までに選定し、新市において告示する。
- (2) 市の花、木、鳥については、新市において新たに定める。
- (3) 市民憲章については、新市において新たに定める。
- (4) 非核平和都市宣言、交通安全都市宣言、人権尊重都市宣言については、新市において宣言文を統一し都市宣言を行う。その他の都市宣言については新市において調整する。
- (5) 祭り等については、新市において地域性を尊重しながら、統一できるものについては逐次調整する。
- (6) 川之江市において宣城市と交わっている友好都市協定については、新市においてもこれを継承する。